

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月11日（水）午前9時05分から午前9時47分
2. 開催場所 山江村役場 2階 大会議室
3. 出席委員（12名）
 - 農業委員 5名
 - 推進委員 7名
4. 欠席委員（1名）
 - 農業委員 1名
5. 議事日程
 - 日程1 開会
 - 日程2 会長挨拶
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第1号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程6 議第2号 農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程7 議第3号 山江村農用地利用集積計画（第10次）に対する意見決定について
 - 日程8 議第4号 土地改良事業参加資格交替の申出について
 - 日程9 議第5号 土地改良事業参加資格交替の申出について
 - 日程10 その他
 - 日程11 今後の行事
 - 日程12 閉会
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長

7. 会議の概要

- (村長挨拶後)
- 事務局長 それではご起立願います。一同礼。ご着席ください。
山江村農業委員会における農業委員の総数は6名で、本日の出席委員は5名であります。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数を満たしておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和5年1月期の農業委員会総会を開会いたします。
日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。
- 会長 (会長挨拶)
- 事務局長 ありがとうございます。次に日程3「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんでしょうか。
- (なしの声)
- 事務局長 それでは、ないということですので次に移ります。次に日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。
- 議長 はい。それでは、これより議事に入ります。まず、日程4「議事録署名委員の指名について」です。山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は6番農業委員、2番会長職務代理者をお願いいたします。
- 議長 次に、日程5、議第1号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
- 事務局長 はい。それでは、議第1号についてご説明いたします。総会資料の1ページをお開きください。議第1号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和5年1月11日提出、山江村農業委員会会長。めくっていただきまして、2ページ目から3ページ目までが解約通知書と合意解約の写しです。(申請地について説明)。3ページ目が合意解約書の写しで同じようなことが書いてあります。4ページ目に地籍図を添付しておりますが、ちょっと赤枠が見にくうございますが、ペ

ージの4で書いてある所の下ほどに番地が赤で記してございます。(場所について説明)。解約の目的は2ページにも記載してありましたが、耕作をしなくなった為というふうに書いてありますけれども、来月の総会にて農地中間管理機構を介した賃貸借契約が集積案件として担当係の方から上がってくるということふうになっております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑がないようですので、それでは採決をいたします。議第1号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第1号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程6、議第2号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは議第2号についてご説明いたします。総会資料の5ページをご覧ください。議第2号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第5条の規定により、別紙の許可申請があったので意見決定について意見を求める。令和5年1月11日提出、山江村農業委員会会長。続きまして6ページをご覧ください。農地法第5条による農地転用許可申請の内容でございます。(申請内容について説明)。右の方に施設の概要、申請及び事業計画書等、内容は書いてございますのでご覧いただければと思います。次に7ページが申請の

内容となっております、6ページの内容が記載されてるというふうになっております。申請地の農地区分につきましては、生産性の低い小集団の農地であることから「第2種農地」であるというふうに判断しております。8ページ目から9ページ目までに位置図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては担当推進委員と共に1月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当推進委員より補足説明をお願いいたします。

担当推進委員

それでは説明いたします。本件につきましては1月5日9時30分より、申請者の方々、それから事務局長、私で現地調査を行いました。(申請地所在について説明)。ちょうど野菜を作付けしてあります。(申請内容について説明)。第2種農地ということで、一般住宅で500㎡以下というふうに規定されていますけれども、申請地は○○㎡ということになりますが、進入路あるいは畦畔等を除けば500㎡以下になるものと推定されます。以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

はい。それでは担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等がないようですので、それでは採決をいたします。議第2号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第2号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程7、議第3号「山江村農用地利用集積計画(第10次)に対

する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、議第3号についてご説明いたします。総会資料の10ページをお開きください。議第3号「山江村農用地利用集積計画（第10次）に対する意見決定について」令和4年山江村農用地利用集積計画（第10次）を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和5年1月11日提出、山江村農業委員会会長。11ページと12ページが意見書の写しとなっております。13ページが今回の総括表となっておりますのでご確認をお願いいたします。めくっていただきまして14ページ、こちらが利用権の設定等状況一覧表となっております。ご覧ください。一覧表が複数ございますが、今お開きの14ページにつきましては農地中間管理事業を利用した分で賃借権の新規設定1件、貸し手、借り手の氏名または名称が記載されております。下の方に貸し手と公社の契約年数が載っております。貸し手と公社は10年、借り手と公社は5年の契約というふうになっておりまして、案件の総面積は3,395㎡でございます。次に15ページは農地中間管理事業を利用して、公社を介した計画一覧というふうになっておりまして、14ページの詳細分が記載されております。筆数・賃料が記載されております。ご覧いただければと思います。次に16ページですけれども、利用権設定状況一覧につきましては、公社を通さず相対での利用権設定となっております。今回申請されましたのは賃借権の新規設定が2件、案件の総面積が3,822㎡というふうになっております。合計しますと、計3件7,217㎡が今回の集積というふうになります。それでは、賃借権の新規設定1件4筆分についてご説明いたします。総会資料の17ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。（申請人について説明）。18ページをご覧ください。（申請地所在について説明）。18ページの借り手と公社の契約につきましては先ほど言いましたとおり期間は10年、賃借料の支払いにつきましては以下のとおりとなっております。19ページが賃借権設定の転貸関係の書類となっております。今度は農業公社と借り手の方の契約内容となっております。期間は5年、賃料等の支払いにつきましては以下のとおりとなっておりますので、ご確認いただければと思います。20ページから24ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員と共に1月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明します。1月5日午前9時より現地立会いを行っております。立会いには出し手の方、事務局長、担当推進委員、私の4人で行っております。(申請地所在について説明)。今まで耕作されていた方が持ち主の方に返された為、今度は新しく契約されてます。(申請者について説明)。現況写真、21ページからですがけれども田んぼも綺麗に草を刈られて、いつでも耕作できるような状況にされております。今後5年間は耕作をされると思います。以上です。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から、何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件4筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件4筆分については原案のとおり可決します。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件2筆分について事務局の説明をお願いします。

事務局長

はい。それでは、賃借権の新規設定1件2筆分についてご説明いたします。総会資料の25ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る

申請でございます。(申請人について説明)。申出書の内容は以下のとおりとなっておりますのでご覧いただければと思います。26ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。27ページが農地貸付の同意書ということでご親族の方から同意書の方が出ております。28ページ目から29ページにかけて地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては担当農業委員と担当推進委員と共に昨年12月6日に行っております。現地調査を行った後に書類に一部不備がございましたので1ヶ月遅れでの提出というふうになっております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。これは先ほど言われたように12月6日に、昨年 現地調査を行ったわけでございますけれども、番地と住所が違うということで今日になったわけでございます。その時の立会人として、借り手の方、貸し手の方、事務局長、担当推進委員、私の5名で行っております。(場所について説明)。綺麗に田んぼも整備してありまして、大変、本人もやる気でございますので、いいんじゃないかと思いました。以上でございます。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんか。

〇〇推進委員

すみません。26ページの米〇俵て書いてあるんですけど、これは30キロの米でしょうか。〇袋てことでしょうか。

事務局長

30キロか60キロかということですか。

〇〇推進委員

30キロの〇袋てことでしょうか。

議長

協議に切り替えます。

(協議) 9時28分～9時30分

議長

このことについては担当係の方で確認をしておりますので、確認がとれ次第、報告ということでもいいですか。

議長

審議に戻します。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

農業委員の方、質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件2筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分については原案のとおり可決します。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、賃借権の新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の30ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手、借り手ともに〇〇区の方でございます。

議長

協議に切り替えます。

(協議) 9時33分～9時34分

事務局長

申し訳ありません。先ほどのは30キロの〇俵だそうです。お互いで合意されているということです。

議長 審議に戻します。

議長 事務局よりお願いします。

事務局長 31ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。賃貸および利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては、記載のとおりでございます。ここにも10アール当り1年で米〇俵と書いてありますけれども、先ほどの質疑ですねご質問いただいたとおり、出し手の方は同じ方ということでございますので、それぞれ借り手の方には1年間で米30キロの〇俵で相対で契約をしたいということでなされているということでございますのでよろしく願いいたします。32ページには同意書、33ページ目から34ページ目までに地籍図・現況写真を添付しております。こちらの現地調査につきましても、担当農業委員と担当推進委員と共に昨年12月6日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いします。

担当農業委員 はい。それでは説明いたします。これもさっきのと一緒ですけれども、12月6日に行っております。これも番地が違うということで今年になったわけでありまして、その時も、立会いをしまして借り手の方、貸し手の方、事務局長、担当推進委員、私の5名で行っております。現地は先ほどのすぐ下なんですけれども、すぐ手前です。4年ぐらいですかね、まだ作付けをしていらっしゃって、まだ農業公社を通していらっしゃいませんで、今後 農業公社を通してやっていこうという話がありました。以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました、担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定 1 件 1 筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定 1 件 1 筆分については原案のとおり可決します。以上 3 件、全事案とも全員賛成となりましたので、議第 3 号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議長

次に日程 8、議第 4 号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

はい。それでは、議第 4 号についてご説明いたします。総会資料の 35 ページをお開きください。議第 4 号「土地改良事業参加資格交替の申出について」土地改良法第 3 条第 2 項の規定に基づき、土地改良事業に参加する資格の交替の申出があったので意見を求める。令和 5 年 1 月 11 日提出、山江村農業委員会会長。36 ページ、37 ページをご覧ください。土地改良事業参加資格交替申出書と確認書ということになっております。これは、農林水産省が行う、皆さんご存じの国営川辺川総合土地改良事業対象内の土地について、事業の参加資格を交替することを承諾いただきたく、土地改良法第 3 条第 2 項の規定により申し出があったものです。申し出の理由につきましては、事業参加資格について、土地所有者と利用権に基づく耕作者双方による協議の結果、土地の所有者が事業参加資格者となったためです。農業委員会は承諾するか否かを決定したならば、遅滞なく承認する旨、またはしない旨と公告し、申し出者には通知しなければならないということになっておりますので総会の案件として上げさせていただいております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。土地改良事業参加資格交替について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第4号につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程9、議第5号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、議第5号についてご説明いたします。総会資料の38ページをお開きください。議第5号「土地改良事業参加資格交替の申出について」土地改良法第3条第2項の規定に基づき、土地改良事業に参加する資格の交替の申出があったので意見を求める。令和5年1月11日提出、山江村農業委員会会長。39ページと次のページ、40ページをご確認ください。土地改良事業参加資格交替申出書と確認書ということになってます。こちらにつきましても先ほどと同じく双方の話し合いによりまして、土地改良区の参加資格の交替をしたいということで土地の所有者の方が三条資格者になられるということで申請を出されておられます。地番等につきましては記載のとおりとなっておりますのでご確認くださいいただければと思います。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。土地改良事業参加資格交替について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第5号につきましては原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程10「その他」となっております。事務局より連絡をお願いいたします。

事務局長

その他について説明。

○ホームページ用議事録(案)について

○第3四半期報酬について

○熊本県農地利用最適化推進ブロック別研修会について

○先進地研修について

○広報委員会について

議長

皆様の方からその他について何かありませんか。

(なしの声)

議長

ないようですので、次に日程11「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

今後の行事について説明。

議長

はい。それでは日程12「閉会」に移ります。以上を持ちまして、農業委員会1月期総会を閉会いたします。どうも、お疲れさまでした。

令和5年1月11日（水）午前9時47分終了

議長_____

委員_____

委員_____